



埼玉県報

第 2941 号
平成 29 年(2017 年)
10 月 6 日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の特典（青少年課）
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県立川の博物館大水車改修業務委託に関する落札者等の告示（生涯学習文化財課）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道幸手停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）

告 示

埼玉県告示第千八十号

埼玉県議会平成二十九年九月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,829,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,867,509,134千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		159,641,647	2,829,323	162,470,970
	3 委託金	3,150,435	2,829,323	5,979,758
歳入	合計	1,864,679,811	2,829,323	1,867,509,134

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		87,630,775	2,829,323	90,460,098
	7 選挙費	64,191	2,829,323	2,893,514
歳出	合計	1,864,679,811	2,829,323	1,867,509,134

告 示

埼玉県告示第千八十一号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一五二〇	乳幼児	ぺんぎんたいそう	齋藤楨／さく	福音館書店
一五二一	乳幼児	かげはごころ	木坂涼／ぶん 辻恵子／え	福音館書店
一五二二	乳幼児	すずめくん どこでごはん たべるの？ マルシャークの詩より	たしろちさと／ぶん・え	福音館書店
一五二三	乳幼児	みつつけてくれる？	松田奈那子／作	あかね書房
一五二四	乳幼児	みんなにゴリラ	高畠那生／作	ポプラ社
一五二五	小学校低学年	ぼくのいいとこ	ステイヴ・メッガー／ぶん ジョナサン・ケイン／え いしむつみ／やく	少年写真新聞社
一五二六	小学校低学年	トルシー・トルトルとトラ	ヘレン・ステイヴンズ／作 ふしみみさを／訳	BL出版
一五二七	小学校低学年	ともだちのつくりかた	たかいよしかず／さく	大日本図書
一五二八	小学校低学年	おしろの ばん人と ガレスピー	ベジキミ・エルキン／ぶん ジェームズ・ドハーティ／え 小宮由／訳	大日本図書
一五二九	小学校低学年	せなかのともだち	萩原弓佳／作 洞野志保／絵	PHP研究所
一五三〇	小学校中学年	ウミガメものがたり	鈴木まもる／作・絵	童心社
一五三一	小学校中学年	300年まえから伝わる とびきりおいしいデザート	エミリー・ジェキンス／文 ソフィー・ラヴゴール／絵 横山和江／訳	あすなろ書房
一五三二	小学校中学年	逆転！ドッジボール	三輪裕子／作 石山さやか／絵	あかね書房
一五三三	小学校中学年	夜やってくる動物のお医者さん	高橋うらら／文	フレーベル館
一五三四	小学校中学年	ぼくのつばめ絵日記	深山さくら／作 宮尾和孝／絵	フレーベル館
一五二五	小学校高学年	わたしは樹木のお医者さん	石井誠治／著	くもん出版
一五二六	小学校高学年	あかりさん、どこへ行くの？	近藤尚子／作 江頭路子／絵	フレーベル館
一五二七	小学校高学年	坂の上の図書館	池田ゆみる／作 羽尻利門／絵	さ・え・ら書房
一五二八	小学校高学年	「水辺の楽校」の所くん	本田有明／著	PHP研究所
一五二九	小学校高学年	神隠しの教室	山本悦子／作 丸山ゆき／絵	童心社

一五三〇	中学校	タイムボックス	アンドリ・S. マグナソン／著 野沢佳織／訳	NHK出版
一五三一	中学校	夜間中学へようこそ	山本悦子／著	岩崎書店
一五三二	中学校	青空のかけら	S・E・デュラント／作 杉田七重／訳	鈴木出版
一五三三	中学校	サッカーなら、どんな障がいも超えられる	江橋よしのり／著	講談社
一五三四	中学校	ぼくとベルさん 友だちは発明王	フリリップ・ロイ／著 櫛田理絵／訳	PHP研究所
一五三五	高校・青年	翻訳できない世界のことは	エラ・フランシス・サンダース／著 前田まゆみ／訳	創元社
一五三六	高校・青年	透明な力を 災後の子どもたち	河北新報社／編	東京書籍
一五三七	高校・青年	花が咲くとき	乾ルカ／著	祥伝社
一五三八	高校・青年	あしたの君へ	柚月裕子／著	文藝春秋
一五三九	高校・青年	本バスめぐりん。	大崎梢／著	東京創元社

告 示

埼玉県告示第千八十二号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計百十三者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外計百者

ハ 変更年月日

平成二十九年六月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十九年九月二十二日

二 縦覧期間

平成二十九年十月六日から平成三十年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十月六日から平成三十年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千八十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―一八―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字惣新田字菅島三千二百十七番一 外 十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十立方メートル

告 示

埼玉県告示第千八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―十四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字新郷四百六十九番一 外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百九・九八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千八十七号

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川の博物館大水車改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課文化財活用・博物館担当 埼玉県
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社田中住建 長野県佐久市長土呂819番地2

5 落札金額

114,998,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月27日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字南十条字南四四八番一地从ら同郡同町大字南十条字南六三番地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年七月十八日 埼玉県本庄県土整備事務所 所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用 開始である。 延長三七一・八一メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡美里町大字北十条字前畑七九 九番三地先から同郡同町大字南十条 字南四四八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年六月八日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五二・五二メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>幸手停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市中一丁目四四一八番二二地先から同市中一丁目四四一八番二二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年一月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 七・六五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月二十五日

指令川建セ第二八〇〇二四一号

二 検査済証番号

平成二十九年十月四日

川建セ第二九〇〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大谷二二八三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市幸町四番十六号 ハイッ飯島一〇二一

牛島 俊一郎

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成二十九年十月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年十月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人北友会 特別養護老人ホーム フレシール岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区 大字加倉百九十番地

告 示

埼玉県選管告示第五十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年十月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

日 時	場 所	議 題
平成二十九年 十月十日（火） 午後七時	庁議室	衆議院議員総選挙について
平成二十九年 十月十二日（木） 午前十時	選挙管理委員会室	衆議院議員総選挙について

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年十月六日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成28年度・平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 193機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、勤労者福祉課、就業支援課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課

行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、魅力ある高校づくり課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成29年4月18日～平成29年8月2日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要

と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
環境部	みどり自然課	平成28年度の侵略的外来生物県民参加モニタリング調査運營業務委託契約について、財務規則に「首標金額は、訂正してはならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書の委託金額が加除訂正されていたことは不適切であった。
福祉部	地域包括ケア課	平成27年度の非常勤職員の社会保険料控除に関する債権管理について、次の点で不適切であった。 納期限までに納付されなかった社会保険料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促すべきところ、この期間を超過して督促していた。
福祉部	こども安全課	平成29年3月に発注した下記の印刷物（児童相談所用の諸様式）については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。 総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかったことは不適切であった。 ・納入通知書兼領収書 (98,658円) ・督促状兼領収書 (92,340円)